

## 宗教法人 要傳寺 永代供養墓使用約款

### (約款の目的・適用)

第1条 宗教法人要傳寺（以下、「寺」という）の経営する永代供養墓（以下、「永代墓」という）は、寺の檀徒及びその縁故者または当該墓地の継承者に代わり、墓地経営主体となる寺が、永代にわたって墓地の管理・供養を請け負うものとする。

第2条 この約款は、前項の墓地の管理及び使用に関する基準を定め、その適正を図ることを目的とする。

### (管理者)

第3条 永代墓の管理者は、寺の代表役員である住職とする。

### (管理者の権限)

第4条 管理者（住職）は、本約款に従って、当該永代墓を管理し、寺の年中行事において供養し、及び清掃・環境整備等を行う。

### (永代墓使用者の資格)

第5条 永代墓の使用者は、寺の檀徒に限る。ただし、寺と特別な関係があると住職が認めるときはこの限りではない。

### (永代墓使用権の発生)

第6条 永代墓使用権の発生時期は以下の通りとする。

- ア、永代供養願を提出し、永代供養料が納入されたとき。
- イ、管理者（住職）が（ア）を受理し、その証明書を渡したとき。

### (永代墓使用者の義務)

第7条 永代墓での埋葬、改葬に関する儀式及び行事は、日蓮宗の典礼儀式により執り行うものとする。

第8条 永代供養料は、当該永代墓の管理・供養及び清掃・環境整備等に使用するもので、永代供養願提出の際に寺に納入すること。

### (永代墓使用権の承継)

第9条 永代墓の使用者は、永代墓使用権を推定相続人、または親族中の祖先の祭祀を主宰する者（祭祀承継者という）を決めて管理者（住職）に届け出ることができる。永代墓使用権を第三者に譲渡、転貸することはできない。継承の手続きには、祭祀承継者は前使用者との関係を示す書類（戸籍謄本等）を住民票を添えて提出しなければならない。

### 附則

本約款は、平成二十四年十月八日より施行する。

平成二十五年一月八日、第四条・第八条改定。

平成二十七年四月二十八日、永代供養墓の略称を「墓地」から「永代墓」に改定。

以上